

平成21年(ワ)第584号事件

原告 要 宏 輝

被告 日本労働組合総連合会大阪府連合会

2009年6月12日

原告訴訟代理人

弁護士 井 上 二 郎

大阪地方裁判所

第5民事部 単独4係 御中

原告第1準備書面

本書面は、被告の答弁書及び2009年4月30日付け「準備書面(1)」(以下「被告書面」という)に対して反論するものであるが、被告の主張はその大部分が被告書面においてなされているので、以下の叙述においては、被告書面の項目に即して反論するが、必要に応じて答弁書にも触れることがある。

第1 被告書面第1「原告の法的主張について」に対して

- 1 原告が、本訴における被告の責任原因として、要旨、原告・被告間には労働契約が存在するところ、労働契約においては、その関係が人的、継続的であることから互いに信頼関係を維持することが要求され、相手方の利益に配慮し、誠実に行動することが要請される。この配慮の要請に基づく義務の代表的なものは使用者の労働者に対する安全配慮義務であるが、互いの信頼に基づく人的・継続的關係において守られるべき労働者の利益はその身体・生命の安全の

みならず労働者の名誉，社会的評価等の人格的利益も含まれるものであることはいうまでもないと主張し，被告の責任原因は，上記配慮の要請に基づく義務に反するものであって，債務不履行責任である旨主張している（訴状16頁第8項以下）。

2 これに対し，被告は，安全配慮義務の保護対象は労働者の生命及び身体であって，人格的利益は安全配慮義務から当然導かれるものではないから，原告の主張は法的根拠がない旨主張する。そして，原告の責任原因の主張が「安全配慮義務そのもの」ではなく，それ類似のものであるとしても，労働契約が「人的・継続的」であることから，何故安全配慮義務類似の人格的利益の保護義務が生じるか不明である，と主張する。

3 しかしながら，労働契約関係において，労働者が使用者から保護されるべき利益は決して生命・身体に限られるものではない。

労働者は，労働契約関係に入っても，自由で自立的な人格たる側面を失わないが，労働自体が持つ労働者との不可分性や従属性のゆえに，現実にはしばしば労働者の人格権の侵害が生じる。職場における人格権侵害の排除は，法に課せられた重要な使命である。近時とりわけ問題とされる人格的利益の侵害の態様は，セクシャル・ハラスメント，いじめ，プライバシーの侵害，正当な理由に基づかない職場内差別等の人格的利益である。プライバシーの侵害や不当な差別は，その必然として当該労働者の名誉・信用等も貶めることは自明の理である。労働契約の効果として，これらプライバシーや名誉・信用の保護の要請を安全配慮義務と呼ぶかどうかは，用語の問題であって，いずれにせよ，労働契約から導かれる使用者の労働者に対する義務であることに変わりはない。

「人たるに値する」労働とは，単に労働者の生命・健康が保持されるだけではなく，職場において労働者が人間として尊重されることを含むと解されるのであり，使用者の安全配慮義務は労働者が快適に働けるよう職場環境を整える義務にまで拡大されるのは当然といえる（西谷敏「労働法」日本評論社・20

08年・83頁，375頁）。

したがって，安全配慮義務あるいはそれ類似の義務が人格的利益の保護には及ばない旨の被告の主張は，安全配慮義務の生成の歴史を看過するものであり，あまりにも，近視眼的というべきであって，明らかに失当である。なお，この点に関しては追ってさらに原告の主張を敷衍する所存である。

第2 被告書面「第2『論文等事件』について」に対して

- 1 被告は，2006年10月17日開催された「多発する労使紛争解決能力養成講座」の会場において，本件論文が配布されたことに伴い「電機連合の抗議を受けて被告が電機連合に対し組織的対応が欠如していたことを反省したことは正当」である旨主張する。しかし，なぜ「被告が電機連合に対して反省したことが正当」と言えるのか，およそ理解しがたい。被告はただひたすら理由もなく電機連合に媚びて謝罪しただけである。なおこの点はさらに後述する。ところで同講座は，そもそも被告が主催するものではなく，連合法曹団の事業の一つとして，原告が被告の専従副会長であったときに（甲5），原告の提唱で始められ，永年に亘って行われてきたものであるが，主催は終始あくまでも連合法曹団であり，講師も同法曹団の弁護士であった。

このように，本件講座は永年に亘って実施されてきており，当然のことながら講座の都度，講師のレジメや参考となる印刷物が配布されるが，これまで配布された印刷物でトラブルなど生じたことは全くなかった。

一般的に言ってもこの種の講座は，開かれたものであり，印刷物やパンフレットなどが参加者に自由に配布されるのが常である。因みに，当代理人も労働組合や市民団体等が主催する講演会や学習会に参加することがままあるが，ここでは，印刷物，パンフレット，チラシ類の洪水といっても過言ではなく，参加者の誰もが自由に選択して配布または配布を受けており，その内容についてとやかく言う者は誰もいない。まさに，いかにも開かれた労働組合等の主催ら

しい関連かつ自由な言論・表現の場である。

この種の講座の会場で配布された印刷物に因縁をつけてことさらトラブルの種にするのは、おそらく、傘下大規模労組に迎合し、その顔色を窺う被告の悪しき性癖、閉鎖的で陰湿な姿勢の表れと言うべきであろう。

- 2 被告は、「原告が本件論文（甲6）を配布した」と主張するが、それは事実
に反する。原告としては本件論文を誰が配布しようと、本来、それ自体何ら問題になることではないのに、それをことさら詮索して問題視する被告の労働組合としての姿勢に、常識的にみても理解しがたいものがあるが、被告の事実の主張に誤りがあれば、それは正すべきなので、誰が配布したかをここで明らかにしておく。

本件論文を配布したのは、本件講座の事務局を担当していた被告の坂副事務局長である。本件講座のテーマが「派遣・請負」であったから、原告が講座開始前に同副事務長に「本件論文をきょうの講座の参考文献にしてはどうか」と提案したところ、同副事務局長は本件論文を読んだうえ、「これはいい」と言ってみずから本件論文をコピーして配布したものである。この配布につき、当日出席していた被告の脇本ちよみ事務局長や現役の役員からも、当然のことながら何らのクレームも出ていない。そればかりか、講座の席で原告は、進行役を務めていた久保座長からの求めで本件論文のコメント・解説までしている。

なお被告は、「本件論文では松下電器産業の偽装請負を非難しており、学習会（本件講座）には松下電器産業の労組の役員、組合員らも多数出席していた。そして同労組は被告の加盟団体である電機労連の加盟団体であった」と、あたかもそれが問題の発端であったかのごとく言う。

しかし、被告はいったい何に怯えているのか。偽装請負が違法であることは、当時広く報道されており、深刻な社会問題化していたことは公知の事実である（訴状6頁に掲記した文献参照）。しかも、原告が本件論文で批判の対象にしたのは、偽装請負という違法行為を行った企業であり、その企業の労働組合で

はない。

本来、違法を行った企業を批判し経営の行動に対してチェック機能を果たすべきは、連合の使命であり行動指針である（甲２－訴状３頁）。そして、この場合まず率先して批判を行うべきはその企業の労働組合あるいはその連合体、例えば電機連合のような単産であるはずである。

その労働組合が企業の違法をみずから批判しないで、被告や原告が批判したからといって非難するのは、的外れも甚だしいばかりか、自己の怠慢・保身と労使癒着を自認するものにほかならない。自分がやるべきだが、しなかったことを被告の職員である原告がやってくれたのだから、むしろ、電機連合は被告と原告に感謝すべきものである。原告は本件論文につき、何ら非難されたり、まして本件論文が配布されたことのゆえに何ら不利益を受けてはならないはずである。そして、被告は上記連合の行動指針に沿った本件論文につき他者から不当な干渉があった場合、それを断固排除しその主体性を堅持すべきものである（甲３の２－被告綱領第４項）。

3 「電機連合から被告に対する抗議」について

（１）被告の主張によれば、本件論文の配布について、電機連合から、要旨、次のような抗議があったという。

論文の配布について被告内部で十分討議検討がなされたか否か。

被告内部での検討を経ていないのであれば、それは原告個人の意見であり、それならば、論文執筆者の肩書きに「被告なんでも相談センター相談員」を使用するのは組織運営上問題があり、被告としても手続きルールを明確にすべきではないか。

本件論文はその殆どが朝日新聞や東洋経済新報からの抜粋や論調に準じたものであるにも拘わらず、抜粋や引用が表記されていない上、電機連合等からの取材や事情聴取も行っていない。この手続を行うべきではないか。

（２）しかし、上記抗議は、あまりにも理不尽かつ明らかに失当である。

電機連合は、偽装請負という企業の重大な違法につき、みずから企業に対して何の抗議もしていない。「企業や使用者による不正や不公正を見逃すことなく、その社会的責任を全うさせる運動を推進する」ことを行動指針とする（甲2、連合行動指針）連合の傘下単産である電機連合が、公然と行われていた企業の偽装請負という違法行為を何故「これを見逃すことなく」みずから企業に抗議しなかったのか。電機連合自身、本件論文につき被告に抗議をするよりも、何故みずから企業に抗議しなかったのかが問われなければならない。また、被告も何故電機連合にこのことを問わなかったのか。いずれも労働組合の態度として甚だ不条理といわなければならない。ここに本件の問題の本質がある。

（3）ところで上記電機連合の抗議につき述べると、講座や講習会における講義内容や配布資料の内容は、当然のことながら、その講座の講師の裁量に委ねられている。講義等の内容を事前に被告で討議・点検等を行うことは、講義内容を事前に検閲することにほかならず、それは講座における自由な言論を統制することになり、自由と民主主義を標榜する労働組合のとるべき態度ではない。なお、本件論文が配布されるにあたっては当日の講師からも、論文内容につき賛意と賞賛を得ており、また原告は当日の司会者から本件論文のコメント・解説を求められていることは前記のとおりである。

次に について、論文の内容について被告内部で検討を経ていないのであれば、肩書に被告の職員名を用いるのは組織運営上問題があるというが、講演等の内容は講師に委ねられており、加えて、本件論文が当日講師からも賛辞を受け、被告の役員もその事実を眼前にして、何らクレームなどは出ていないのであるから、肩書を問題にする余地も必要もない。

電機連合の被告に対する上記抗議の真意は、本件論文が電機連合傘下労組の企業である松下電器の名も挙げている（松下電器のみならず、東芝、日立などの企業名を挙げておりその他ではキヤノン、ニコン等も挙げている）ことから、企業に対する「忠誠心」を表した証とすることにあつたと見るほかはない。

そこには、企業に対峙し、労働者の利益のために企業の行動を監視するという労組本来の姿勢は微塵もみられない。

本件論文により電機連合が批判されているわけではなく、批判されているのは電機連合傘下の労働組合（単組）の属する企業が違法行為を行ったことである。

もし、電機連合がその傘下組合が属する企業が偽装請負を行ったということが事実と反するというのなら、それはそれで、堂々と事実を挙げて本件論文に反論すればよい。それをせずに、そして企業にも抗議せずに、被告に上記のような抗議をするとは、その意図において甚だ不純、態様において姑息かつ陰険・隠微と言わなければならない。抗議されるべきは、むしろ、労働組合の任務を忘れ、ひたすら企業に迎合し、偽装請負という重大な違法行為を行っている企業に抗議もせず、企業に媚びたとしか見られない電機連合の理不尽な態度である。

次に について述べておく。本件論文は他紙誌の抜粋・引用であるにも拘わらず、その旨の表記がなされていないというが、これは明らかに事実と反する。本件論文を一読すれば分かるとおり、引用等の場合は、例えば「朝日新聞の特別報道版による、7月31日からの一連のスクープ記事によると、」「週刊東洋経済九・一六号の記事で拾ってみると、」と出典を明示している（甲6の5頁）。その余は筆者の見解・意見が記述されており何ら問題はない。

（4）本件論文の執筆にあたっては、電機連合から取材や事情聴取を行うべきだというが、電機連合に何を取材、事情聴取せよというのであろうか。電機連合傘下の組合が属する企業が偽装請負という違法行為を行っているのに、電機連合やその傘下の組合が企業をしてその違法行為を止めさせようとしなかったのか、止めさせようとしなかったのは何故かを、取材ないし事情聴取すべきであったというのであろうか。取材または事情聴取といえはこのことしか考えられないが、もし取材していれば、取材の結果として、電機連合は企業に迎合して偽装請負を取って止めさせようとしなかったことを本件論文に書くことにな

るが、電機連合はそれを希望したのであろうか。それならそれで立派というべきであるが、決してそうとは思えない。

おそらく原告が取材に来れば、圧力をかけて論文執筆を止めさせられると思ったのであろう。実に傲慢の誇りを免れない。

4 「被告の電機連合に対する、被告見解」(謝罪文一甲8)(被告書面6頁～7頁)について

(1) 上記電機連合の被告に対する兇戯にも等しいともいうべき不条理な抗議に対して、被告は謝罪文を出しているが(甲8)、その内容たるや、前記行動指針(甲2)を持つ連合の地方組織として、あまりにも不合理にして卑屈、そこには、経営と対峙し、常に労働者の利益を守り、企業の不正、違法をチェックし、民主的で開かれた労働組合であるべきとの矜持などその片鱗も見られない。

この謝罪文に対する批判は既に訴状9頁ないし11頁で詳細に述べているので、ここでは繰り返さない。ただ、被告が連合傘下の組合を有する企業について批判等を行う場合は匿名とするというのは、被告連合大阪は企業の違法を批判してはならないというに等しい。これでは「企業の不正、違法を見逃すことなく企業をしてその社会的責任を全うさせる」(連合行動指針)ことは不可能であり、連合の運動指針に反するばかりか、労働組合の企業に対するチェック機能をみずから放棄するものであって、労働組合としての自殺行為であることを被告は銘記すべきである。

(2) なお、被告書面6頁4の(2)に、被告は本人(原告)から「顛末書」の提出を受けている旨の記載があり、謝罪文(甲8)2項にも原告の反省も含めた「見解」が示されているとの記述がある。その「顛末書」とは甲26の書面を指すものであり、原告がこの「顛末書」(甲26)を2006年11月19日付けで被告の事務局長に提出したことは被告主張のとおりである。

この顛末書が作成された経緯は、本件論文につき電機連合から抗議があった

際、被告連合大阪協本事務局長と電機連合の双方から原告に謝罪文を書くよう求めてきたが、原告はこれに納得できず謝罪文を出すことは断った。そこで、原告は電機連合大阪地協中世古議長と直接交渉した結果、「謝罪文」には拘泥しないから、何かの形で書面を出してほしいとのことであった。

原告としては、何らかの書面を出すことで、論文事件がすべて落着くものと考えていたので、「自ら書いた顛末調書」として作成し、協本事務局長に提出した（甲26）。

これは原告が当時「新任」であった協本事務局長とまだ若い坂副事務局長が電機連合の抗議に遭って、狼狽、困憊し右往左往しているのを見かねて、上記二人の後輩の立場を慮った温情から「自ら書いた顛末書」を出すことによってこの問題を早く終息させようと思ったからである。

原告自身「顛末書」に「能力養成講座」にかかる「不首尾」と書いたが、「顛末書」全体を読めば、原告が本件論文に連合大阪職員の肩書きを使ったのは全労働者の立場に立っていたからであり、何も責められるべきことではないとの認識を持っていることが分かる。また「顛末書」には「頭越しに会社批判をやってしまいました」、「不用意な論文」との表現もあるが、それももちろん原告の本意ではなく、もっぱら「論文事件」を早く終息させるための方便として、このような表現を用いたものにほかならない。

原告の連合大阪会長及び連合大阪執行委員会宛の「異議申立てと質問状」（甲10）には本件に関する原告の認識が明確に示されている。

（3）被告は、本件謝罪文の提出に当たって、「連合大阪なんでも相談センター相談員」として原稿等の依頼を受けたり投稿する際には原稿内容を連合大阪の方針に沿ったものとし、連合大阪担当副事務局長もしくは事務局長の許可を得るものとする。連合大阪の構成組織、単組や連合大阪の組合を有する企業名については当該労組との協議や許可を得たものでなければよほどのことがない限り「匿名」扱いとすること、を原告との協議を経て取り決めたと主張す

るが（被告書面6頁，7頁），原告がこの協議に加わった事実は全くない。

このような，職員の言論を統制し，労働組合の言論・批判の自由を自縄自縛する自殺行為にも等しい暴挙の謀議に原告が加わることは絶対にありえない。

5 求釈明の申立て

（1）被告は，被告書面の随所で「連合大阪の方針」と述べているが（同書面6頁末尾，7頁，11頁等），「連合大阪の方針」とは具体的にどのような方針をいうのか明らかにされたい。

また，「連合大阪の方針」は，前記連合の「行動指針」（甲2）と同じか，それとも異なるのか，異なるとすれば，どの点がどのように異なるのかを明らかにされたい。さらに「連合大阪の方針」はいつどのような機関で策定されたものか。また文書化されているのかについても明らかにされたい。

（2）被告連合大阪は，その傘下の組合を有する企業を批判するときは匿名にするというが，それでは，連合以外のナショナルセンター，例えば，全労協，全労連傘下の組合を有する企業を批判するときは匿名ではなく顕名でよいとの趣旨か。そうだとすれば，それは何故か，その理由を明らかにされたい。

（3）被告は，「しかるに原告は本件論文を配布するにつき，連合大阪と事前に協議，了解を得ることなく本件論文を配布した。そのため連合大阪は加盟団体である電機連合との信頼関係さえも損ねることとなった」と主張するが（被告書面7頁），本件論文が批判の対象としたのは電機連合ではなく，電機連合傘下労働組合（単組）が属する企業であり，その企業の違法・偽装請負を批判したものであることは，本件論文を一読すれば明らかなことである（なお論文を配布したのは坂事務局長であることは前記のとおり）。

それなのに，何故，本件論文の配布により「電機連合との信頼関係を損ねることになった」と被告は考えるのか。労働組合が企業の違法（本件では偽装請負）を批判するのに，当該企業の労働組合の了解が必要だと被告は考えているのか。そうだとすれば，それは何故か，いずれもその理由を明らかにされたい。

- 6 「連合大阪見解の正当性」の主張（被告書面7頁，8頁）に対しては，上記（1）（2）（3）の釈明を待って反論する。

第3 「出版妨害との主張について」（被告書面8頁，第3項）に対して

- 1 被告は「連合大阪専従職員に関わる申し合わせ事項」（以下「申し合わせ事項」という）の作成について原告と協議した旨主張するが，原告が申し合わせ事項の作成に関与した事実はない。

被告は，論文事件で原告が出した「顛末書」に前記理由から「不首尾」「不用意な論文」「頭越しに会社批判」との記述があるので，あたかも本件論文事件を契機として申し合わせ事項を作成したかのごとく述べるが，それは全く事実と反する。

申し合わせ事項は，被告が本件論文について電機連合から抗議を受けた（その抗議事態甚だ理不尽なものであること前記のとおり）ことから，電機連合に迎合し，かつ自己保身のために作成したものであって，その作成自体もその内容も，労働組合としてあるまじきものであり，被告職員に対する不条理かつ恐るべき言論統制というべきものである。

申し合わせ事項の内容は甲9のとおりである。申し合わせ事項に対する批判は訴状9頁ないし11頁で述べているところであるから，ここでは繰り返さない。

- 2 なお被告は，申し合わせ事項は，「連合大阪の組織の一員としての対応を取り決めたものにすぎず，職員個人の言論・表現の自由を何ら制限するものではない」と主張するが，同主張は単なる建前論であって，実体とは異なる。

労働運動の方法や争議の態様などは種々さまざまであり，したがって，労働組合のオルグの活動もその幅が広く活動態様もさまざまであることを考えると，オルグが外部で講演とか勉強会の講師として発言する場合，あるいは争議の指導をする場合，その発言が連合大阪としての発言か，当該オルグ個人とし

ての発言かを峻別することは殆ど不可能である。例えば大学教授が時局について講演をする場合、その講演内容が当該大学の教授としての発言か、それとも教授を離れた個人としての発言かを区別することは、不可能であり適切でもない。また、時折、証券会社等のチーフエコノミストが経済や景気の見通しをテレビなどで語っているが、その際も当該発言が当該証券会社としてのものか、個人もものかを峻別、識別することは、これまた不可能である。

さらに、労働組合の大会などで他の組合の委員長がその肩書きで応援演説をしたり所信を語ったりするが、その場合も個人の発言か委員長の発言かを識別することは不可能に近い。

被告の職員が申し合わせ事項が定める行動をする場合、当該行動が連合大阪の行動か、個人の行動かを識別することも困難である。したがって、申し合わせ事項が職員個人の言論・表現の自由を制限するものではないといってみても、実質的にはさほどの意味はない。結局、個人としての行動も申し合わせ事項の対象とされ、これが規制されることになるのである。

3 現実にも本件において、個人の行動が申し合わせ事項の対象とされ、「検閲」がなされている。本件出版妨害事件がその典型である。

被告は、原告が本の出版を計画していると知って、衛藤（原告と同じ立場の相談員である）らに原告が個人として出版するのか、連合大阪なんでも相談センター相談員として出版するのかを確認したところ、同人らは相談センター相談員として出すとの返答を得た旨主張するが、そのような事実は全くない。

出版が相談員名か個人名かは、何よりも原告本人に聞けばたちどころに分かることである。被告は、その答弁書では、被告は、脇本事務局長と坂副事務局長が、原告に対して、出版が個人としてものか、相談センター相談員としてのものかを確認したところ、相談センター相談員として出すとのことであったと述べているが（答弁書5頁）、原告は前記兩名からそのような質問を受けた事実はない。むしろ原告の方から同出版は原告個人が自費出版として行うもので

ある旨を上記兩名に告げている。しかるに、被告連合大阪は、本件出版が個人としてのものであることを知悉しながら、これに容喙し原稿（ゲラ）を「検閲」しているのである。検閲したゲラをみれば（甲 1 1 の 1 ），一目瞭然，個人としての出版であることが分かるのである。また，完成本（甲 1 3 ）のどこをみても著者名に何の肩書も付されていない。

以上の事実にも照らしても，申し合わせ事項のもつ不条理と危険性は明らかである。それにも拘わらず，「申し合わせ事項により」として，不当にも原告はゲラを検閲され，その随所に修正等を求められたのである。原告はこのあまりにも露骨な検閲による修正要求には応じなかったが，原告はこの検閲により，自己の信条に対する不当な干渉がなされ，著しい屈辱，憤り，心理的圧迫，苦痛を受けたことはいうまでもない。

まるで戦前戦中，出版法，治安維持法下で行われた言論弾圧を彷彿とさせるような言論統制が，あろうことか，労働組合組織を名乗る連合大阪の内部で公然と行われたのである。

第 4 「労働委員会の労働者委員への就任妨害の主張について」（被告書面第 4 項） に対して

求釈明の申立て

被告は「連合大阪事務局の現職の組織員である原告が連合大阪の組織外の推薦を受けて，連合大阪事務局卒 2 名の推薦者らに対抗することは利敵行為もしくは背信的行為である」（下線は代理人）と主張し，被告は原告を労働者委員に推薦した連合組織外の労働組合は連合大阪の「敵」とみなしているようであるが，その理由を明らかにされたい。

原告が労働者委員への就任について，連合傘下以外の労働組合から推薦を受けたという事実（甲 1 7 ）は，多くの労働組合が原告の労働者委員就任を強く望んでいたからにはほかならない。それを「敵視」する連合大阪の姿勢にこそ

問題があるからである。本件に関する被告のその余の主張に対しては、上記釈明を待って反論する。

第5 「株式会社モリタの件」（被告書面14頁以下）に対して

- 1 被告は、原告が被告の機関誌「マンスリー連合大阪」に原告が連合大阪相談員の肩書を使用し紛争当事者の名前を明示した上で、甲19のとおりの記事を書いたとして、株式会社モリタからの抗議（甲20）に対しても謝罪文を出している（甲21）。被告には謝罪癖があるように思える。被告の無原則な事なかれ主義の現れとも見える。

その謝罪文には「筆者（原告）に対して嚴重注意した」と記載され、あたかも原告が非違行為を行ったかのごとく述べている。被告連合大阪のこの謝罪の不当性については、訴状13頁ないし16頁で詳述しているので、ここでは繰り返さない。

ただ、ここで再度銘記すべき重大な問題は、モリタとの闘争中の当事者であり事実を最もよく知る組合及び分会並びに原告に知らせることも、この三者の意見を聞くこともせず（三者の関係につき訴状13頁）、謝罪文を出していること、係争中の事例については記事にしない、としていることである。

とりわけ問題は である。労働組合組織の機関誌が当該組織傘下の組合が企業と争議中に何故それを記事にしてはいけないのか。むしろ闘争・争議中にこそ、それを記事にすることが当該争議労働組合に対する支援の言論活動として期待されているはずである。「マンスリー連合大阪」は単なる仲良しサロンの機関誌ではないはずである。それにもかかわらず、係争中の事例は記事にしないと企業に約束するというのは、不要な「自主規制」というよりも、むしろ労働組合として自殺行為に等しいといっても決して過言ではない。

- 2 被告が労働組合の組織であることを全く忘れたかのような上記謝罪文は、労働組合が争議中の相手方企業を利するものであることは明らかであり、そのこ

とを被告が知らないわけがない。それにも拘わらず、謝罪文を上記の約束まで付けて出すのは、まさにこれこそが利敵行為であるばかりか、当該争議組合の特別執行委員でもあった原告の名誉等を貶めるものである。

以上